

第1章 活気にあふれ、産業が躍動するまち（産業・雇用）

1-1 | 農業の振興

目的と方針

市の基幹産業である農業の振興と農業の持つ多面的な機能の保全・活用に向け、「三豊市農業振興計画」等に基づき、多様な担い手の育成や農業生産基盤の充実、農産物のブランド化の促進をはじめとする多様な取り組みを一体的に推進します。

現状と課題

農業は、食料の安定供給をはじめ、国土や自然環境の保全、地域における雇用機会の創出など、人々の生活に重要な役割を果たしていますが、わが国の農業を取り巻く情勢は依然として厳しく、就業者の減少や高齢化、これらに伴う生産額の減少や耕作放棄地の増加といった問題が深刻化してきています。

本市の耕地面積は、4,880ha（平成23年耕地面積調査）で、総農家数は5,817戸、販売農家数は3,599戸（平成22年農林業センサス）となっています。

農業産出額（平成18年）は180億8千万円で、県全体の22.7%を占め県下第1位で、生産農業所得も37億2千万円で県全体の18.7%を占め県下第2位となっており、県内でも耕畜バランスのとれた農業地帯となっています。

しかし、耕地利用率は88.3%と低く、県平均（91.2%）を下回り、農業の収益性を示す生産農業所得率も県内で低い順位となっています。これらは、本市の販売農家に占める第2種兼業農家の比率が他市町に比べて高く、稲一作中心の農業経営が大半を占めていることなどが要因と考えられます。

こうしたことから、これまでは農作物の品質の向上・ブランド化、生産コストの低減が見込まれる農業生産構造への転換、耕地を高度に利用する営農を奨励しつつ、さらに個別の農業経営だけでカバーできない部分を共同で補う集落営農組織・法人等を育成することにより、失われつつある集落機能を再生させ、農業・農村の活性化に取り組んできました。

今後はこれらに加えて、平成25年度に策定した「三豊市農業振興計画」で示された本市農業のあるべき姿の実現に向け、優良な農地を確保するための条件整備、6次産業化^{※5}や農

※5 6次産業化…第1次産業である農林水産業が、生産だけにとどまらず、加工品の製造・販売や地域資源を生かしたサービスの提供など、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと

商工連携の推進、新技術の導入や農産物販路拡大等による農業の成長産業化を図ることとし、環境変化に対応した多様な取り組みを総合的に進めていく必要があります。

■販売農家数の推移

(単位：戸)

区 分	販売農家総数	専 業	第1種兼業	第2種兼業
平成7年	5,722	752	700	4,270
平成12年	5,184	775	519	3,890
平成17年	4,471	888	499	3,084
平成22年	3,599	868	363	2,368

資料：農林業センサス

施策の体系

農業の振興

- 多様な担い手の育成
- 農業経営の安定化・健全化
- 農業生産基盤の充実
- 農地・環境の保全
- 鳥獣被害対策の推進
- 農産物の流通・販売の促進



主要施策

1-1-1 多様な担い手の育成

重点施策

三豊市担い手育成総合支援協議会を中心に、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の育成・確保を図るとともに、農業経営の法人化を促進します。

また、農家の後継者、非農家や都市部で育った青年、退職就農者など多様な新規就農者の確保・育成について、きめ細かな支援体制の充実を図ります。

さらに、他産業企業の参入については、関係団体と連携して総合的に支援します。

1-1-2 農業経営の安定化・健全化

経営基盤の強化や農業機械・施設の導入に対する支援を行うほか、優良農地を確保し、農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

1-1-3 農業生産基盤の充実

重点施策

農業生産コストの低減や農用地の利用集積を図ることを目的として、また過去に整備された施設等の老朽化や突発事故等に対応するため、土地改良事業の推進や農道、用排水施設の整備及び維持管理・補修の促進等に努めるとともに、地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取り組みに対する支援を行い、農業生産基盤の一層の充実に努めます。

1-1-4 農地・環境の保全

農地の保全、特に優良農地の耕作放棄地化を防ぐため、農業委員会と連携した調査・指導に努め、その予防や再生事業による担い手への農地集積を進めます。

また、食の安全・安心と消費者の信頼確保に向け、減農薬・減化学肥料栽培や農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、環境保全型農業を促進します。



1-1-5 鳥獣被害対策の推進

イノシシ、サル等の鳥獣による農産物被害防止に向け、鳥獣被害防止活動に取り組む地域（集落）を実施主体とし、最も効果のある地域（集落）等を広い範囲で囲む侵入防止柵の設置を推進するとともに、捕獲活動についても狩猟者のみに任せるのではなく地域（集落）の構成員がそれぞれ役割を持ち、狩猟者の捕獲活動のサポートができる地域（集落）づくりを支援します。

1-1-6 農産物の流通・販売の促進

重点施策

農業の6次産業化を見据えながら、農業・農村の新たな付加価値を創造し、特産品の開発と地域のブランド化を促進します。特に、農業ビジネスへの新たな参入を求める企業と農家を結ぶコーディネート体制の強化など、農商工等の連携と農業経営の多角化を促進します。

また、安全・安心な農産物の生産・流通を進めるため、新鮮でおいしい農産物や高品質な食品を提供する農産物直売体制を充実させるとともに、地産地消と食育の推進のため、学校給食や地元企業での地元農産物の活用を図ります。

さらに、都市住民や消費者との交流、農地の有効活用の視点から、農村体験や観光農園の取り組みも促進します。

まちづくり指標

指標項目	単位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
認定農業者数	人	236	240
農業生産法人数	法人	12	20
集落営農組織数	組織	21	30



市民等に期待すること

市民	<ul style="list-style-type: none"> ○農産物加工や特産品開発の取り組みに参画しましょう。 ○農業への理解を深め、市内農産物の購入機会を増やしましょう。
地域組織・市民団体・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○農業者や就農希望者等は、行政や農業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、農業経営の活性化に努めましょう。 ○地域や団体において、農産物加工や特産品開発の取り組みを行いましょう。 ○農業関連団体は、農業者が行う農業経営の活性化の取り組みを支援しましょう。



1-2 | 水産業の振興

目的と方針

古くから市を支えてきた水産業の振興を図るため、漁港施設の維持管理や水産業基盤の確立など、漁業者が意欲的に水産業に取り組むことができる環境整備を進めます。

現状と課題

近年、世界人口の増加や先進国における健康志向から、世界的な水産物需要の増加が進む一方、国内における水産物消費量は減少が続いています。このような中、水産資源を適切に管理し、食料として持続的に利用していくため、生産と消費の両面における施策を講じていくことが求められています。

本市では、北西部に広がる瀬戸内海を生かし、詫間地区及び仁尾地区で水産業が営まれています。現在、10の漁港を有し、底引き網を主体とした漁船漁業を中心に、養殖漁業も行われています。

本市ではこれまで、漁港・漁場の整備をはじめ、水産業の振興に向けた各種の取り組みを進めてきました。

近年、稚魚放流事業の実施により、特定の魚種の漁獲量は横這いあるいはやや増加傾向にあるものの、漁獲量全体としては減少傾向にあります。

また、漁業環境の悪化や魚価の低迷、燃油価格の高騰、漁業就業者の高齢化、担い手の減少に伴い経営状況はさらに厳しさを増しています。

今後は、こうした水産業を取り巻く情勢の変化を的確に踏まえ、漁港の整備や水産資源の確保に努めるほか、県や漁業協同組合等と協議を重ね、経営基盤を強化するための対策などに取り組む必要があります。

また、内水面漁業についても、水産資源の確保や漁場環境の保全に取り組む必要があります。



■漁業経営体数の推移

(単位：経営体、隻)

区 分	経営 体数	漁船 総隻数	船外機付 船隻数	動力船トン数規模					
				計	1t 未満	1~3	3~5	5~10	10t 以上
平成7年	222	212	39	173	6	74	89	4	0
平成12年	188	195	38	157	4	63	77	7	6
平成18年	141	353	96	256	6	128	94	13	15
平成20年	138	295	103	191	11	86	75	9	10

資料：香川農林水産統計年報・漁業センサス

施策の体系

水産業の振興

- 漁港施設の維持管理の推進
- 水産業基盤の確立
- 内水面漁業の振興
- 魚食の普及

主要施策

1-2-1 漁港施設の維持管理の推進

各漁港施設の維持管理及び高潮対策や老朽化等に伴う改良を計画的かつ効率的に実施します。

1-2-2 水産業基盤の確立

水産業基盤の確立を図るため、漁場の整備や海域環境の保全に努めるとともに、漁業経営基盤の確立に対して支援を行い、稚魚の放流事業の充実を図ることにより水産物の安定供給に努めます。

1-2-3 内水面漁業の振興

フナやアユの放流事業の支援を図り、内水面漁業の振興に努めます。

1-2-4 魚食の普及

広報・啓発活動や食育の推進、PR活動の強化など、魚食の普及に向けた取り組みを推進します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
漁港整備率	%	49.9	56.3

市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○海を汚さず、海域環境の保全に協力しましょう。 ○魚食のよさを再認識する機会を増やしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業者は、行政や漁業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、漁業経営の活性化に努めましょう。 ○漁業関連団体は、漁業者が行う漁業経営の活性化の取り組みを支援しましょう。 ○地域や団体、事業者は、魚食のよさを再認識する機会を増やしましょう。



1-3 | 工業の振興

目的と方針

地域経済の発展と雇用の場の拡充に向け、「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、企業誘致活動を積極的に進めるとともに、既存の地域企業の支援、起業化や新産業の創出に向けた取り組みを推進します。

現状と課題

工業は、地域経済の発展をはじめ、雇用の場の拡充、研究・開発機能の強化など、重要な役割を担っています。

本市の工業の状況は、平成24年の経済センサスによると、製造業の事業所数（従業者4人以上）は218事業所、従業者数は7,128人、製造品出荷額等は約1,960億円となっています。

本市ではこれまで、臨海部の経面、水出、松下工業団地、内陸部の陣山、丸谷、神田中央、仁尾浜、原下工業団地などを中心に、雇用の創出と地域経済の発展のため企業誘致に取り組み、企業立地状況は、臨海部に鋼板、鋼管、炭素加工、合板加工、日用生活品などの業種、内陸部に紙加工、乳製品製造、機械製造、食品加工、物流などの業種が立地しています。

また、高松自動車道の三豊鳥坂ハーフインターチェンジの開設に加え、国道11号の4車線化や国道32号の新猪ノ鼻トンネルの整備も進められており、交通の利便性は高まりつつあります。

今後は、こうした状況を踏まえ、平成25年度に策定した「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、優良企業の誘致を一層積極的に進めていくとともに、市内の既存企業の振興策、起業化や新産業の創出等に向けた取り組みを進めていく必要があります。



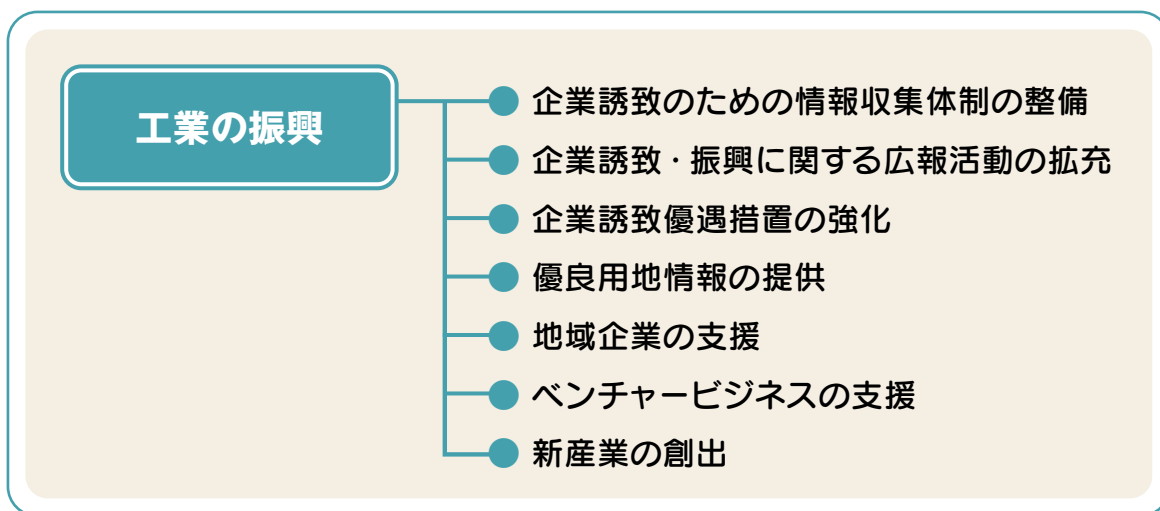
■市内工業団地への企業誘致状況

(単位：社)

区 分	誘致企業数
誘致企業数 計	110
西の側工業団地	1
原下工業団地	4
神田中央工業団地	4
下高瀬	1
鳥坂企業用地	1
丸谷工業団地	9
滝の下工業団地	2
陣山工業団地	8
仁尾浜	1
経面工業団地	23
水出工業団地	32
松下工業団地	24

資料：市産業政策課（平成25年4月1日現在）

施策の体系



主要施策

1-3-1 企業誘致のための情報収集体制の整備

重点施策

潜在する企業立地情報を速やかに収集し、企業誘致を効果的に進めるため、金融機関との連携や民間データバンクの積極的な活用を図るとともに、民間企業OBなどによる情報収集網を整備します。

1-3-2 企業誘致・振興に関する広報活動の拡充

立地企業サイドからみて知りたい情報を網羅した企業支援ガイドを作成し、企業誘致・振興を効果的に進めます。

1-3-3 企業誘致優遇措置の強化

重点施策

現行の企業誘致優遇措置の充実強化を図り、企業誘致競争力を向上させます。

1-3-4 優良用地情報の提供

立地企業の経営戦略に即し、民地情報の集積により、県と情報共有しながら、オーダーメイド方式などの方法を駆使して優良用地情報を提供するとともに、遊休施設の積極的な活用により、企業の誘致を図ります。

1-3-5 地域企業の支援

重点施策

市内に立地する事業所間の交流や情報交換の機会を設け、事業所間の連携による相互発展や新たな企業活動の創造を図ることにより、地域企業の支援を行います。

1-3-6 ベンチャービジネスの支援

起業をめざす人に対し、関係機関との連携を図りながら各種制度の周知を行うとともに、相談・指導体制の確立に努めます。

1-3-7 新産業の創出

重点施策

異業種交流による新事業の創出や産学連携による新製品開発等を支援し、新産業の創出を図ります。



まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
生産年齢人口の就業率	%	84.6	88.0

市民等に期待すること

市 民	○企業誘致活動への理解を深め、情報の提供に協力しましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、企業誘致活動への理解を深め、情報の提供に協力しましょう。 ○事業者は、行政や商工業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、事業経営の活性化や新産業の創出等に努めましょう。 ○商工業関連団体は、事業者が行う事業経営の活性化や新産業の創出等の取り組みを支援しましょう。



1-4 | 商業の振興

目的と方針

大型店と地元事業所が共存共栄できる商業環境の創造と、若者が集う楽しい三豊づくりに向け、「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、商工会活動を支援しながら、近代的・魅力的な商業活動を促進します。

現状と課題

ライフスタイルの変化やそれに伴う消費者ニーズの多様化、高度化、流通構造の変化など、商業を取り巻く環境は大きく変化し、様々な形で既存商業の形態に影響を与えています。また、郊外型大型店舗やコンビニエンスストアなどの進出も顕著になっているほか、ネットショッピングなど店舗を持たない事業所も出てきています。

主要商店街を持たない本市の商業においても、消費者ニーズの多様化や高度化への対応の立ち遅れから、近隣に立地した大型ショッピングセンターなどに消費の動向が移り、小売吸引力^{※6}0.59という数値にもあらわれているように、購買力の市外への流出が顕著となっています。

しかし、国道11号沿いを中心に大型商業施設の進出による新たな商業ゾーンが形成されつつあり、購買力の地元定着や流入が期待されています。

今後は、平成25年度に策定した「三豊市産業振興基本計画」等に基づき、商工会と連携を図りながら、地域に密着し消費者ニーズを的確にとらえた商品やサービスの提供など、地元事業所が大型店とは異なった機能で商業活動ができる環境整備を支援し、大型店と地元事業所が共存共栄するバランスのとれた商業の振興を図る必要があります。

※6 小売吸引力…各市町の人口1人当たりの小売販売額÷県の人口1人当たりの小売販売額。小売吸引力数値は1.0が県平均、1.0を超えると他市町から買い物客の流入が流出を上回り、逆に1.0を下回ると他市町への流出超過を示している

■商業の状況

区 分	平成16年	平成19年	平成24年
事業所（事業所）	1,012	914	1,240
従業者数（人）	4,247	4,316	6,025
商品販売額（万円）	6,616,463	8,474,635	14,234,700
売場面積（㎡）	71,938	72,811	98,059

資料：平成16・19年は商業統計調査、平成24年は経済センサス

施策の体系

商業の振興

- 商工会活動の支援・強化
- 商業経営の近代化の促進
- 新たな商業スタイルの創出

主要施策

1-4-1 商工会活動の支援・強化

商業振興の中核的役割を担う商工会の活動を支援し、指導力や情報提供機能の強化を促進します。

1-4-2 商業経営の近代化の促進

商工会と連携し、各種融資制度の周知と活用により経営体質の強化を促進していくほか、指導・支援体制の強化のもと、経営意欲の高揚や後継者の育成、空き店舗対策、地域に密着したサービスの展開、イベントなど各種販売促進事業の展開、農業や観光と連携した特産品の開発・販売等を促進します。

1-4-3 新たな商業スタイルの創出

異業種交流による新事業の創出や産学連携による新商品開発等を支援し、新たな商業スタイルの創出を図ります。



まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
第3次産業従業者数	人	12,933	12,500

市民等に期待すること

市 民	○商業活動への理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	○地域や団体は、商業活動への理解を深め、地元商店での商品の購入機会を増やしましょう。 ○事業者は、行政や商工業関連団体等による各種の支援を効果的に利用し、商業経営の近代化や新たな商業スタイルの創出等に努めましょう。 ○商工業関連団体は、事業者が行う商業経営の活性化や新たな商業スタイルの創出等の取り組みを支援しましょう。

1-5 | 観光の振興

目的と方針

多くの人々が繰り返し訪れる魅力ある観光地の形成に向け、観光拠点施設・資源の充実を図りながら、観光PR活動の一層の強化を進めます。

現状と課題

近年、いやしや健康づくり、グルメ、自然体験を求める傾向が強まるなど、観光ニーズはますます多様化、高度化し、みる観光から体験型・産業型の観光へと変化しています。このような中、観光地には、そのニーズに即した、リピーター^{※7}の確保に向けた取り組みや着地型観光^{※8}の展開が求められています。

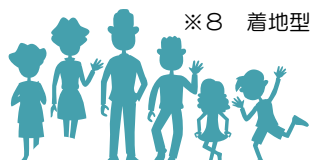
本市には、瀬戸内随一の眺めを誇るともいわれる紫雲出山や、美しい海岸線、島々などの自然資源が豊富に存在するほか、四国霊場、史跡等の歴史資源、道の駅、温泉などの交流施設、さらにはゴルフ場、イベントや祭りなど多様な観光・交流資源があり、平成24年度の観光客入込者数は約161万人にのぼります。

しかし、これらの資源も、観光客が年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光基盤として十分活用されているとはいえず、情報量の不足等から、一人当たりの観光消費額も低迷しています。

今後は、こうした状況を踏まえ、「三豊市観光基本計画」の策定を視野に入れ、既存の観光・交流拠点の整備充実、ネットワーク化や新たな観光資源の掘り起こしをはじめ、ル・ポール粟島などを中心とした滞在型のいやしの拠点づくりなど、リピーターの増加に向けた多面的な取り組みを進めていくとともに、あらゆる情報を提供できるシステムの構築を進めていく必要があります。

※7 リピーター…繰り返し訪れる人

※8 着地型観光…旅行の着地点となる地元主導で企画・立案し、実施する観光



■市内観光客入込者数

(単位：千人)

市内観光客入込者数			1,610	
観光地	入込者数	1,403	イベント 集客者数	207
朝日山森林公園	50		高瀬空射矢まつり	20
たかせ天然温泉	182		やまもと爽郷まつり	4
ふれあいパークみの	131		大坊市	16
不動の滝カントリーパーク	13		豊中どぶろくまつり	3
荘内半島	28		たくま港まつり	40
父母ヶ浜海水浴場	6		仁尾竜まつり	21
サンビーチ	3		八朔人形まつり	12
たからだの里「物産館」	298		財田諷之丞まつり	35
たからだの里「環の湯」	159		津嶋神社夏季大祭	50
香川用水記念館	61		その他イベント	6
その他観光地	472			

資料：市産業政策課（平成24年度）

※その他観光地のうち大興寺・本山寺・弥谷寺各95千人

施策の体系

観光の振興

- 観光振興に関する指針の策定
- 観光振興体制の確立
- 観光PR活動の強化
- 観光拠点施設・資源の充実

主要施策

1-5-1 観光振興に関する指針の策定

市の実情に即した観光振興施策を総合的、計画的に推進するため、「三豊市観光基本計画」の策定を図ります。

1-5-2 観光振興体制の確立

観光振興団体の活動を支援し、観光振興体制の確立を図るとともに、団体の組織強化を促し、自主・自立を促進します。

1-5-3 観光PR活動の強化

重点施策

市民や観光振興団体等との連携のもと、あらゆる機会をとらえた本市の観光PR活動の強化や知名度向上の取り組みの一層の充実に努めるとともに、統一デザインによる観光案内板（行政看板含む）の整備を図り、観光・交流人口の拡大、来訪者の観光消費額の増大と知名度のさらなる向上、市の一体感の醸成をめざします。

1-5-4 観光拠点施設・資源の充実

市民や事業者等との連携のもと、市内にある観光拠点施設や資源の充実及びネットワーク化、着地型観光の展開等に努め、機能強化を図るとともに、来訪者に感動・共感・いやしを与えるような取り組みを進めます。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
観光客入込者数	千人	1,610	1,650

市民等に期待すること

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ○観光PR活動や知名度向上の取り組みに参画しましょう。 ○観光拠点施設や資源の充実、着地型観光の展開等に参画しましょう。 ○来訪者を「おもてなし」の心を持って迎えましょう。
地域組織・ 市民団体・ 事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ○観光関連団体は、各種活動の充実に努めるとともに、組織強化を図り、自主運営に努めましょう。 ○地域や団体、事業者は、行政と連携し、観光PRや知名度向上の取り組みを行いましょ。 ○地域や団体、事業者は、行政と連携し、観光拠点施設や資源の充実、着地型観光の展開等を行いましょ。



1-6 | 雇用・勤労者対策、定住促進対策の推進

目的と方針

人口減少の歯止めと就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用機会の創出や勤労者福祉の充実に努めるとともに、移住・定住促進対策を推進します。

現状と課題

少子高齢化や人口減少が進むとともに、産業をめぐる経営環境が依然として厳しい中で、地方における雇用情勢は非常に厳しい状況にあります。

本市においても、産業全体が停滞傾向にある中で、雇用機会の不足が大きな問題となっており、若者の流出に拍車をかけています。また、市民アンケート調査や子どもアンケート調査においても、年齢が若くなるほど本市での定住意向が低下していることが明らかになりました。

このため、各種産業振興施策を推進し、雇用の場の拡充をめざすほか、若者の地元就職の促進、高齢者や女性・障がい者の雇用促進に努め、雇用の安定と雇用機会の拡充を進めていく必要があります。

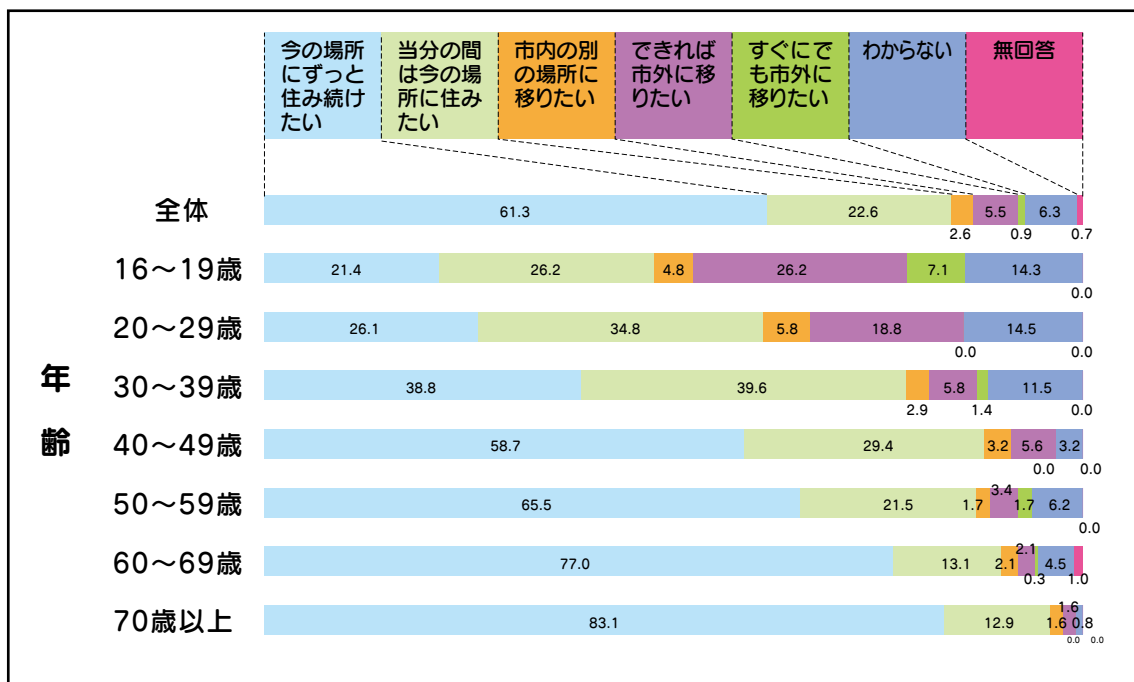
また、就業者が健康で快適な勤労生活を送ることができるよう、労働環境の充実等を促すとともに、勤労者福祉の充実に努める必要があります。

さらに、市内外の若者や後継者を中心とした移住・定住を促進し、市民主体の活力あるまちづくりをさらに進めるため、これら雇用・勤労者対策や住宅施策等と連動しながら、効果的な移住・定住促進対策に取り組んでいく必要があります。



■市民の年代別の定住意向

(単位：%)



資料：市民アンケート調査

施策の体系

雇用・勤労者
対策、定住促進
対策の推進

- 雇用情報の提供
- 高齢者・女性・障がい者の雇用促進
- 勤労者福祉の充実
- 移住・定住促進対策の推進



主要施策

1-6-1 雇用情報の提供

重点施策

ハローワーク等関係機関や市内事業所等との連携のもと、就職相談や情報提供、職業あつ旋等を進め、若者の地元就職及びU・J・Iターン^{※9}を促進します。

1-6-2 高齢者・女性・障がい者の雇用促進

シルバー人材センター運営の支援、男女雇用機会均等法の趣旨の普及、事業所への啓発等に努め、高齢者や女性・障がい者の雇用を促進します。

1-6-3 勤労者福祉の充実

金融機関への資金預託により、勤労者の生活資金融資や住宅資金融資などを行うとともに、勤労者福祉関連施設の適正管理と有効活用を図り、勤労者の生活向上と福祉の充実に努めます。

1-6-4 移住・定住促進対策の推進

重点施策

若者や後継者、U・J・Iターン者等の本市への移住・定住を促進するため、空き家バンクを活用した施策展開とともに、移住・定住前後における生活全般サポート体制の確立を支援します。

まちづくり指標

指標項目	単 位	平成24年度 (現況数値)	平成30年度 (目標数値)
失業率	%	3.7	3.5
定住促進対策に関する市民の満足度 (市民アンケート調査より)	%	34.6	50.0

※9 U・J・Iターン…Uターンは出身地から地域外へ出た後に出身地へ戻ること。Jターンは出身地から地域外へ出た後に出身地以外の近隣地域へ戻ること。Iターンは出身地にかかわらず住みたい地域へ移り住むこと

市民等に期待すること

<p>市民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○就職相談や情報提供等を効果的に利用しましょう。 ○勤労者のための融資制度を効果的に利用するとともに、勤労者福祉関連施設を利用しましょう。 ○移住・定住促進対策を効果的に利用しましょう。
<p>地域組織・ 市民団体・ 事業者等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者は、行政や関係機関等と連携し、就職相談や情報提供を行い、若者やU・J・Iターン者の雇用に努めましょう。 ○事業者は、高齢者や女性、障がい者の雇用拡大に努めましょう。

